

地域包括支援センターの民間委託について

1 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センター（以下センターという。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核的機関である。

センターには、高齢者人口に応じて保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置が介護保険法により義務付けられており、中野市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例により、センターが担当する区域の高齢者数は、概ね3,000人以上6,000人未満で置くべき3職種の員数は、原則として各職種1名と規定している。

センターは、市町村又は市町村から委託を受けた医療法人、社会福祉法人、NPO法人等が設置することができる。

県内のセンターは77市町村で、直営71ヶ所、委託64ヶ所の計135ヶ所が設置されている。本市と同様の形態である「直営のみ」の市は、東御市、諏訪市、岡谷市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、須坂市、飯山市の8市となる。

2 委託理由

① センターの相談件数等の増加

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R01 (2019)
65歳以上人口 (比較)	12,932 人 (—)	13,093 人 (161)	13,266 人 (173)	13,417 人 (151)	13,546 人 (129)
相談件数	2,348 件	2,274 件	2,684 件	2,827 件	3,527 件
介護予防 ケアマネジメント 件数	—	—	820 件	2,197 件	2,216 件
介護予防 支援件数	—	—	3,344 件	2,145 件	2,357 件

② センターの役割の変化

センターの中核業務に、包括的支援事業として介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業のほか、介護保険法の改正により、平成29年度から「認知症総合支援事業」、「日常生活支援体制整備事業」平成30年度から「在宅医療・介護連携推進事業」の3事業がスタートした。

以上、センターは、本来の現場対応の業務に加え、政策的業務が加わり、2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築に向け、求められる役割が大きく変化している。

3 本市の現在の3職種の配置状況

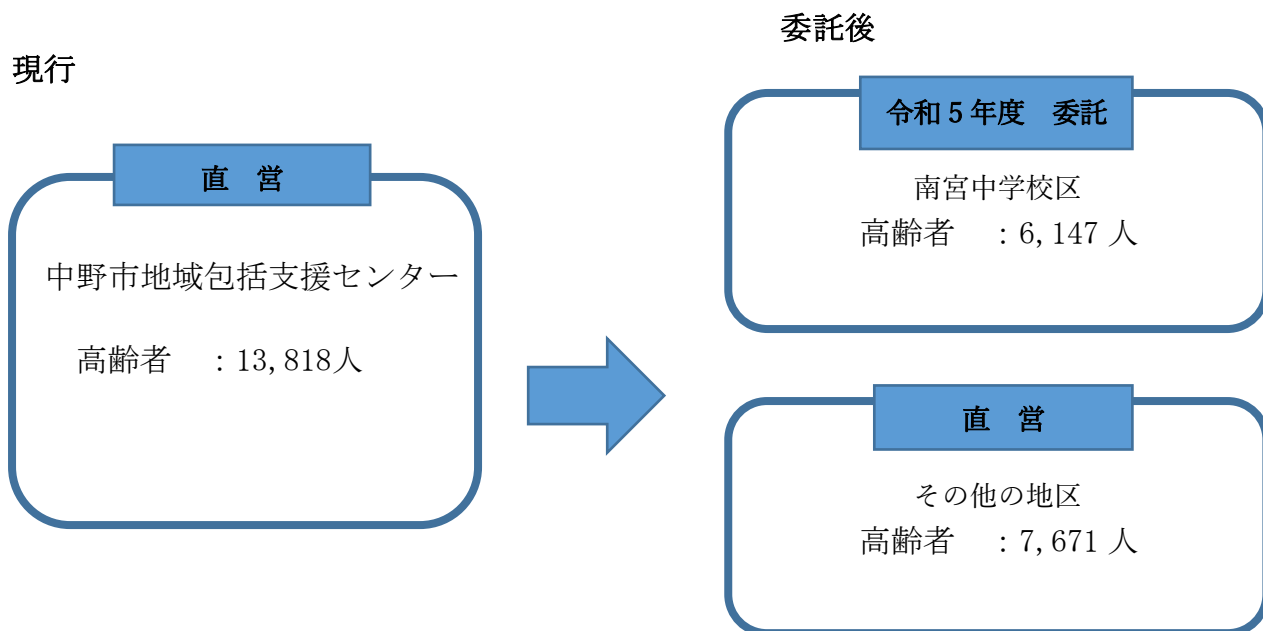
保健師-----職員 3名
 社会福祉士-----職員 2名
 主任介護支援専門員（ケアマネジャー）-----職員 3名

4 高齢者人口から見た3職種の適正配置と区域

センターの設置は、2025年に団塊の世代が75歳に到達すること念頭に置いた「地域包括ケアシステム」の構築の観点から中学校区単位での設置が望ましいとされている。

提供するサービスの向上と今後の高齢者支援の需要の観点から、委託によるセンターを増やす必要がある。

◆ 委託区域



R2.6.3 現在

- ・直営包括支援センターは、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務のほか、「認知症総合支援事業」「日常生活支援体制整備事業」「地域ケア会議」「在宅医療・介護連携推進事業」を行う。またセンター間の総合調整及び委託包括支援センターの後方支援を行う。
- ・委託包括支援センターは、すべての市民の相談窓口となる。

5 委託スケジュール

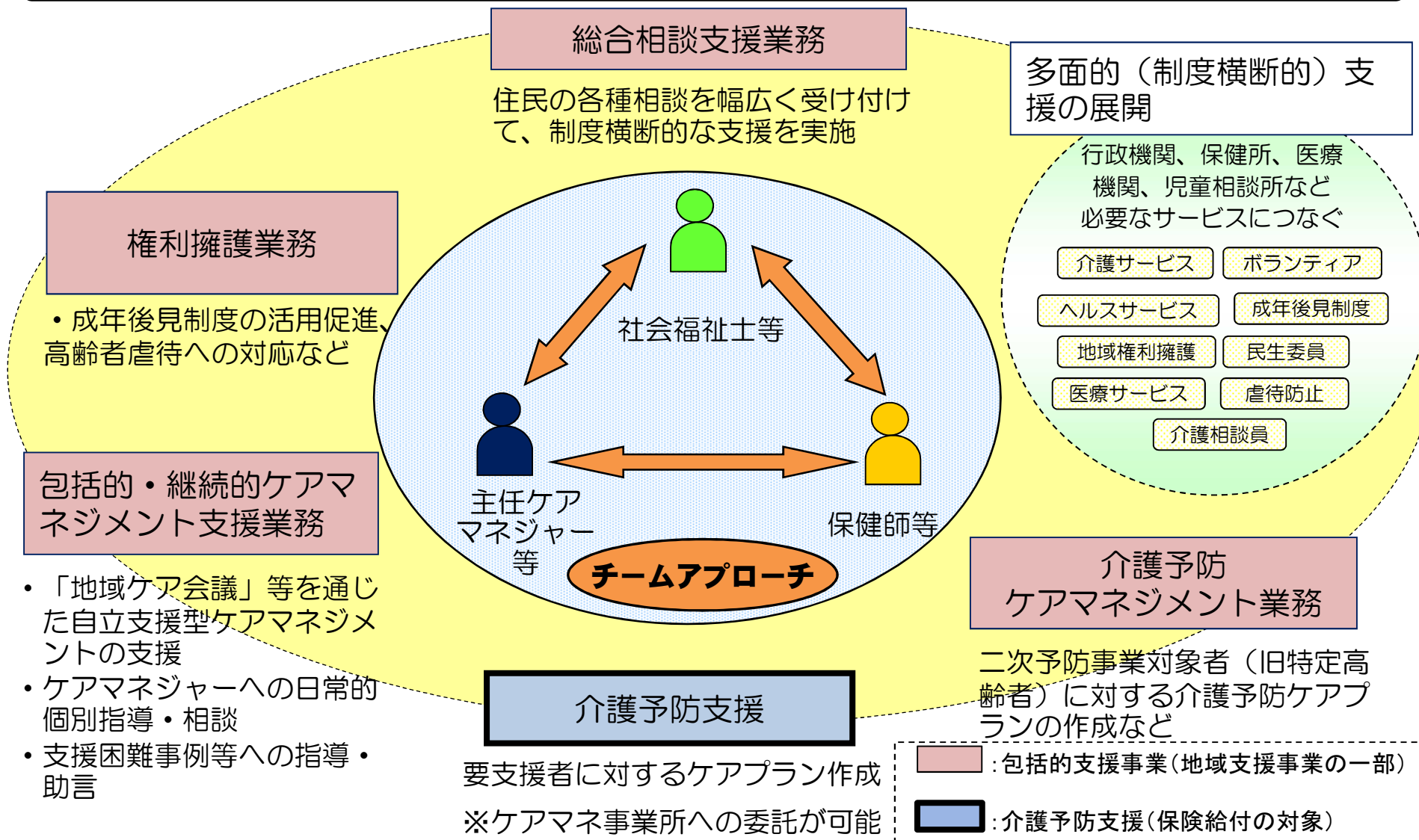
南宮中学校区について、令和3年度に公募型プロポーザルを実施し、事業者を決定、令和5年4月に開設する予定としている。

区 域	第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画	
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
南宮中学校区	プロポーザル	開設準備	開設	➔	

地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種ของทีมアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設である。（介護保険法第115条の46第1項）

主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。



中野市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る 人員等に関する基準を定める条例

平成27年3月30日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者（市が行う介護保険の被保険者をいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センターの円滑かつ適切な運営を図るために設置された協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する地区における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

担当する地区における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。